

阿南市要綱第41号

阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進及び脱炭素型社会の形成を目的として、再生可能エネルギー設備等を購入・設置する者に対し、予算の範囲内で阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、阿南市補助金等交付規則（平成30年阿南市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住宅（自ら居住又は居住する予定の家屋をいう。以下同じ。）の屋根（住宅に付属する倉庫等の建物の屋根を含む。）及びその敷地内に設置し、太陽電池（太陽光の照射を受けて光エネルギーを電気エネルギーに変換することにより、電気を発電する装置をいう。）で発電するシステムをいう。
- (2) 家庭用蓄電池システム 住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電力を充放電できる蓄電池及び電力変換装置で構成される設備で、住宅に電力を供給するための蓄電池システムをいう。
- (3) 電気自動車等充給電設備 住宅用太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電及び当該電気自動車等から住宅に電力の供給を行う装置をいう。
- (4) J-クレジット制度 温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に定める補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）を阿南市（以下「市」という。）内の住宅に設置（住宅の新築に併せた設置を含む。）又は補助対象設備が設置された市内の建売住宅を購入する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内の住宅に補助対象設備を設置する個人で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 申請日において市内に住所を有する者（住宅用太陽光発電システム、家庭用蓄電池システム及び電気自動車等充給

電設備（以下「太陽光発電システム等」という。）を設置する場合は、第10条の実績報告をするときまでに市内に住所を移すことを予定しているものを含む。）

- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 申請しようとする補助対象設備について過去に阿南市住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金及びこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 補助対象設備のうち、住宅用太陽光発電システム又は家庭用蓄電池システムを設置する者にあつては、市が事業者と連携して実施するJ-クレジット制度を利用した脱炭素社会の実現に寄与する事業（以下「J-クレジット事業」という。）に協力すること。

2 自己の所有でない住宅に太陽光発電システム等を設置する場合には、当該住宅の所有者から設置の承諾を書面で得なければならない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 1システムにつき7万円
- (2) 家庭用蓄電池システム 1システムにつき10万円
- (3) 電気自動車等充給電設備 1システムにつき10万円

2 太陽光発電システム等を設置する事業に対する補助金の交付は、同一の住宅について1回限りとする。ただし、第13条の法定耐用年数を経過した当該補助対象設備を処分し、更新する場合は、この限りでない。

（補助対象設備の設置）

第6条 補助対象設備を住宅又はその敷地内に設置するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他関係法令に違反がないようにしなければならない。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）及び各号に定める書類を市長に提出し、その申請をしなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書

- (2) 補助対象設備の設置予定場所を示す位置図
- (3) 補助対象設備の設置に係る見積書その他書類の写し
- (4) 住宅用太陽光発電システムについては、発電された電力の使用形態が分かる書類の写し
- (5) 工事着手前又は補助対象設備購入前の現況が確認できる写真
- (6) 申請者と補助対象設備の設置を予定する建物の所有者が異なる場合は、当該建物の所有者の承諾書
- (7) 交付申請する年度の前年度の1月2日以降に阿南市に転入した交付申請者については、前年度の1月1日に居住していた市区町村長が発行した納税証明書
- (8) J-クレジット事業に協力することを証する書類であって、市長が別に定めるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請については、工事着手前（補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合にあっては、当該住宅の引渡し前）にしなければならない。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）をし、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その旨を交付決定を受けた申請者（以下「被交付決定者」という。）に通知するものとする。

2 前項の審査により、補助金を交付することが不相当と認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をし、その旨を阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（計画変更の承認及び廃止）

第9条 被交付決定者は、申請書に記載した内容を変更するときは、遅滞なく、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金計画変更承認申請書（様式第4号）に、当該変更に係るものを添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、変更の承認をし、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金計画変更承認決定通知書（様式第5号）により被交付決定者に通知するものとする。

3 被交付決定者が、当該決定に係る対象工事を廃止しようとするときは、遅滞なく、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業計画廃止届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 被交付決定者は、対象設備の工事完了日、購入完了日又は対象設備が設置された建売住宅の引渡しが完了した日から起算して30日を経過する日又は申請書を提出した日以後の最初の3月29日のいずれか早く到来する日までに、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業完了報告書
- (2) 補助対象設備が設置された建物全体を確認できる写真
- (3) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (4) 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し（補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (5) 補助対象設備の形状、規格、構造等が確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- (6) 住宅用太陽光発電システムについては、発電された電力の使用の詳細が分かる書類の写し
- (7) 補助対象設備の設置及び購入に係る領収書の写し
- (8) 交付申請者の本人確認書類の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、被交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金の交付は、第8条第1項及び前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 被交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

第12条 削除

（取得財産等の管理）

第13条 補助金を交付された者（以下「被交付者」という。）は、補助対象設備について法定耐用年数（住宅用太陽光発電システムについては17年、家庭用蓄電システム、電気自動車等充給電設備については6年）の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第14条 被交付者は、法定耐用年数期間内において、補助対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項に基づく申請があり、その理由が適当であると認めた時は、補助対象設備の処分について承認することとし、速やかに阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金処分承認決定通知書（様式第11号）により被交付者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、被交付決定者又は被交付者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 第9条第3項に基づく届出があったとき。

(2) 規則及び要綱並びに補助金の交付の条件に違反があったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときには、速やかに阿南市住宅用太陽光発電システム等導入支援事業補助金取消決定通知（兼返還命令）書（様式第12号）により被交付決定者又は被交付者に通知するものとする。

（各種補助金との併給調整）

第16条 補助対象事業の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金のうち、国、徳島県が実施するもの（国、徳島県が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

（その他）

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

(阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付要綱（令和5年阿南市要綱第27号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前において、廃止された阿南市省エネ機器等普及促進事業補助金交付要綱（令和5年阿南市要綱第27号）に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

補助対象設備	補助対象設備が満たすべき要件	補助対象経費
住宅用太陽光発電システム	(1) 一般財団法人電気安全環境研究所の「太陽電池モジュール認証」又はそれに相当する認証を受けているものであること。 (2) 太陽電池の最大出力、又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が2kW以上10kW未満であること。なお、増設の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。 (3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。 (4) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナーを同時に設置すること。	機械器具費、本工事費及び付帯工事費
家庭用蓄電池システム	(1) 国が補助事業を委託した団体の実施する「ZEH支援事業」において蓄電システム登録済一覧に記載されているものであること。 (2) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続すること（接続する住宅用太陽光発電システムは新設・既設を問わない。） (3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。	機械器具費、設置費及び付帯工事費
電気自動車等充給電設備	(1) 国が実施する電気自動車等充給電設備に係る補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより承認されているものであること。 (2) 常時、住宅用太陽光発電システムと接続すること（接続する住宅用太陽光発電システムは新設・既設を問わない。） (3) 未使用品であること。ただし、リースは対象外とする。	機械器具費、設置費及び付帯工事費